

# 市町村虐待防止センターのみなさまへ

宮城県障害者権利擁護センターは、障害者虐待防止法（法 36 条 1 項）をもとに設置されており、宮城県社会福祉士会が県より業務の委託を受けています。

## ◆ 宮城県障害者権利擁護センターの役割について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号、以下「虐待防止法」という。）に基づき、障害者権利擁護センターとしての機能を果たし、関係機関・団体との連携強化の上、障害者虐待に関する通報等に対応するとともに、障害者及び養護者の支援等を行うこと。

また、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成 25 年法律第 65 号、以下「差別解消法」という。）に基づき、相談対応、関係機関との連絡調整及び啓発活動を行うこと。

## ◆ 宮城県障害者権利擁護センターの業務（法 36 条 2 項）

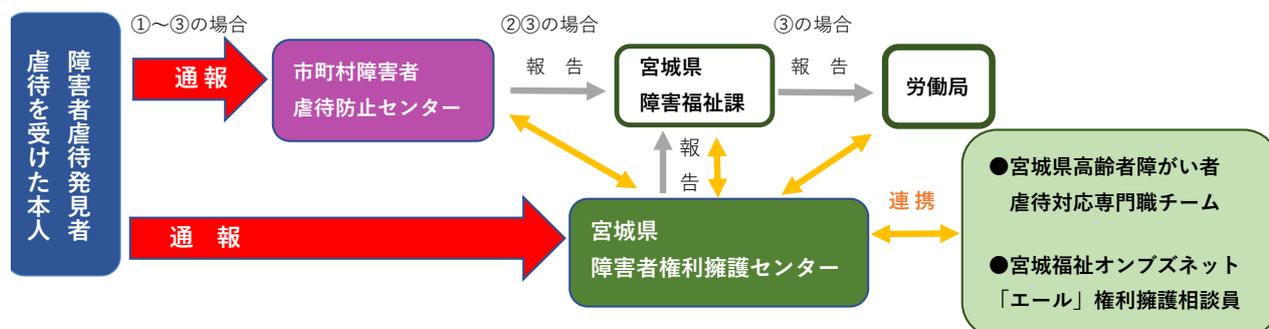
(1) 虐待防止法第 22 条の規定（使用者による障害者虐待）による通報又は届出を受理すること。

・働いている障害者の方々が、勤務先（使用者による）での虐待事案の通報・届出を受け付けています。

※センター不在時の携帯への相談電話転送により常時の対応をします。

## ● 虐待の種類と通報窓口・通報の流れ

障害者虐待の種類	内 容	通報窓口
① 養護者による虐待	身近の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている家族、親族、同居人等による虐待	市町村障害者虐待防止センター
② 障害者福祉施設従事者等による虐待	障害者福祉施設や障害者福祉サービス事業所で働く職員による虐待	市町村障害者虐待防止センター
③ 使用者による虐待	障害者を雇用する事業主等による虐待	市町村障害者虐待防止センター 宮城県障害者権利擁護センター



- (2) 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
- (3) 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (4) 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
- (5) 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- (6) 差別解消法第14条の規定による相談等があった場合、県障害福祉課ほか関係機関と連携し、対応すること。

※宮城県高齢者障がい者虐待対応専門職チーム（仙台弁護士会・宮城県社会福祉士会により設置）、宮城福祉オンブズネット「エール」権利擁護相談員と連携します。

・事例検討会を開催して虐待対応のあり方について検証し、その後の対応に活かしていきます。

- (7) 障害者虐待防止法及び障害者差別解消法の広報、啓発活動を行うこと。

※県・専門職団体及び機関・当事者団体と協議しながら企画実施

- 市町村、住民向けセミナー
- 障害者支援施設・事業所向けセミナー
- 企業向けセミナー

- (8) 障害者に対する虐待の防止、障害を理由とする差別の解消等のために必要な支援を行うこと。

多くの障害者虐待が、最初は小さな虐待の芽（差別など）から始まり、周囲が気づかない、あるいは気づかないふりをしているうちに、重大な権利侵害に至るものであるということは、よく知られています。そのことから『予防的障害者権利擁護』が重要と考えます。

イ) 障害者施設、事業所への訪問支援

ロ) 自立支援協議会との連携

ハ) その他、当事者団体を含む関係機関団体との連携

\*『予防的障害者権利擁護』とは、権利侵害に対し権利擁護するという後追いの対応ではなく、利用者のあたりまえの権利をふまえた“より良い関わり”に努めるという積極的権利擁護です。

権利侵害をしないではなく、権利侵害に至らないという予防です。



## 宮城県障害者権利擁護センター

〒981-0935 仙台市青葉区三条町 10-19 PROP 三条館

宮城県社会福祉士会内

T E L 022-727-6101

F A X 022-727-6102

メー ル : kenriyogo@iris.jp

担 当 者 : 鈴 木 みゆき

受 付 時 間 : 月～金 (午前9時～午後5時)

※ 土・日・祝日は留守番電話/FAXで受け付けます。